

「地震保険料控除証明書」「生命保険料控除証明書」のハガキを10月17日に発送いたしました。

当社の火災保険商品に付帯している地震保険や自由診療保険メディコムにご加入いただいているご契約者様のなかで、地震保険料控除または生命保険料控除の対象となる個人のご契約について、「地震保険料控除証明書」「生命保険料控除証明書」のハガキを発送いたしました。年末調整・確定申告の際にご使用ください。（※一部の団体および団体扱の契約を除きます。）

なお、ご契約・ご継続いただいた年は、保険証券に控除証明書を添付していますので、ハガキの発送はございません。

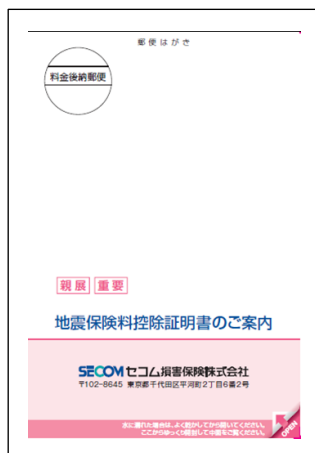
（注）所得補償保険・医療費用保険についても生命保険料控除の対象となります。所得補償保険については、保険証券に同封されている生命保険料控除証明書をご使用ください。

ハガキのイメージ

地震保険料控除証明書



（火災保険 用）



（満期戻総合保険 用）

生命保険料控除証明書



※ ご契約者様へのお知らせ

地震 2017（平成 29）年 1 月 1 日以降保険期間が開始するご契約につきまして、地震保険料率が改定となります。

地震保険料控除証明書ハガキにご案内を掲載しておりますが、詳しくはこちらをご覧ください。

⇒ [地震保険改定のご案内\(2016/08/04\)](#)

[1. 地震保険料控除について](#)

[2. 生命保険料控除について](#)

[3. よくある質問\(Q&A\)について](#)

[・地震保険料控除について](#)

[・生命保険料控除について](#)

1. 地震保険料控除について

(1) 地震保険料控除証明書の発行について

ご契約・ご継続いただいた年	「 保険証券 」に「地震保険料控除証明書」が添付されています。 「地震保険料控除証明書」を切り離してご利用ください。
ご契約・ご継続いただいた年の翌年以降(保険料の払込方法が分割払の場合等)	ご契約・ご継続いただいた年の翌年以降に払い込みいただく保険料(長期一括払契約の場合は、その保険料を地震保険期間で除した金額)については、10月に「 地震保険料控除証明書ハガキ 」をお送りします。記載内容は当年9月末日現在の内容で作成しています。

(2) 払込方法(回数)毎の控除対象保険料の表示について

保険料一括払	「地震一括払保険料÷保険期間(年)」が表示されます。
保険料年払	「当年に払い込みいただく地震年払保険料」が表示されます。
保険料月払	「地震月払保険料(1回分)」が表示されます。 控除の対象となる保険料は、12月末までの払込み回数に乗じた金額となります。

その年の1月1日から12月31日までに払い込みいただいた保険料が、保険料控除の対象となります。よって、保険料を一括払で払い込みいただく保険期間が2年以上のご契約については、「一括払保険料÷保険期間(年)」が毎年の控除対象保険料となります。

(3) 12月始期のご契約に関するご注意

12月始期のご契約につきましては、保険契約の始期と実際の保険料お払込みのタイミングが年をまたぐ場合が発生します。「保険料控除証明書」のご使用にあたっての注意点は以下のとおりです。

① 保険料を口座振替で払い込みいただくご契約

初回保険料は保険始期の翌月に払込みとなりますので、12月始期のご契約の場合は、翌年1月に初回保険料の払込みとなります。

「保険証券」に添付の「保険料控除証明書」の証明書発行年は**当年を表示**しています。

・当年の12月末までに払い込みいただいた場合は …

「保険証券」に添付の「保険料控除証明書」を切り離して今年度の申告にご利用ください。

・予定どおり翌年1月に払い込みいただく場合は …

「保険証券」に添付の「保険料控除証明書」は使用できません。翌年の10月に控除証明書を発行いたしますので、翌年度の申告となります。

② 保険料をコンビニ払・ペイジー（払込取扱票払）で払い込みいただくご契約

初回保険料は、保険始期の当月または翌月に払込みとなりますので、12月始期のご契約の場合、当年の12月または翌年の1月に初回保険料を払い込みいただくこととなります。

「保険証券」に添付の「保険料控除証明書」の証明書発行年は**当年を表示**しています。

・当年の12月末までに払い込みいただいた場合は …

「保険証券」に添付の「保険料控除証明書」を切り離して今年度の申告にご利用ください。

・翌年1月に払い込みいただく場合は …

「保険証券」に添付の「保険料控除証明書」は使用できません。翌年の10月に控除証明書を発行いたしますので、翌年度の申告となります。

[△ トップへもどる](#)

2. 生命保険料控除について

(1) 生命保険料控除証明書の発行について

生命保険料控除制度は、平成22年度の税制改正において、平成24年1月1日以降の始期契約より、「一般生命保険料控除」に加えて、「介護医療保険料控除」が創設されました。

当社でのご契約について生命保険料控除の対象となるものは、新制度では「**介護医療**保険料控除」、旧制度では「**旧一般生命**保険料控除」が適用される区分※になります。

ご契約いただいた年	「 保険証券 」に「生命保険料控除証明書」が添付されています。 「生命保険料控除証明書」を切り離してご利用ください。
ご契約いただいた年の翌年以降(保険料の払込方法が分割払の場合等)・ご継続いただいた年	10月に「 生命保険料控除証明書ハガキ 」をお送りします。 記載内容は当年9月末日現在の内容で作成しています。

※新制度・旧制度の適用基準について

新制度(介護医療)が適用される契約	(1) 保険始期が平成24年1月1日以降の契約 (2) 保険始期が平成23年12月31日以前の契約のうち、平成24年1月1日以降に契約内容の変更・更新が行われた契約
旧制度(旧一般生命)が適用される契約	保険始期が平成23年12月31日以前の契約のうち、上記(2)に該当しない契約

年内に更新を迎えた場合は、更新前(旧一般生命)と更新後(介護医療)で適用制度が異なる控除証明書ハガキが各々計2枚発送されます。各々申告時にご利用ください。

(2) 払込方法(回数)毎の控除対象保険料の表示について

保険料月払	(1) 保険証券に添付の「生命保険料控除証明書」の表示 「月払保険料」が表示されます。 申告時は、月額(1回分)の保険料に12月までの払込み回数を乗じた金額を記入してください。 (よくある質問 生保控除Q5 参照)
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>(2)「生命保険料控除証明書」ハガキの表示</p> <p>「月払保険料」と合わせて、当年9月までの払込み状況と、当年12月分まで払い込みいただく予定の金額(ご参考)を分けて表示しています。</p> <p>12月まで予定どおり払い込みいただいた場合は、ご参考に表示している金額で申告することができます。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

その年の1月1日から12月31日までに払い込みいただいた保険料が、保険料控除の対象となります。

[△ トップへもどる](#)

3. よくある質問(Q&A)について

地震保険料控除のよくある質問について

地震控除 Q1	地震保険料控除証明書はいつ発行されますか？
地震控除 Q2	火災保険に加入していますが、地震保険料控除証明書ハガキが届きません。
地震控除 Q3	地震保険料控除証明書ハガキを紛失しました。再発行できますか？
地震控除 Q4	契約者が法人の場合は発行されますか？
地震控除 Q5	火災保険に「地震火災費用保険金補償特約」という特約がありますが、地震保険料控除の対象になりますか？
地震控除 Q6	昨年の保険料控除の申告忘れていました。今からでも間に合いますか？
地震控除 Q7	地震保険に加入していませんが、「地震保険料控除証明書」が届きました。
地震控除 Q8	長期の地震保険に加入しました。保険料を一括で払い込んだ場合、最初の年しか保険料控除を受けられませんか？
地震控除 Q9	12月保険始期で、初回保険料を口座振替による払込み方法で加入しました。申告は今年度でよろしいですか？
地震控除 Q10	12月保険始期で、コンビニ・ペイジー(払込票)による払込み方法で加入しました。申告は今年度でよろしいですか？

生命保険料控除のよくある質問について

生保控除 Q1	生命保険料控除証明書はいつ発行されますか？
生保控除 Q2	自由診療保険メディコムに加入していますが、生命保険料控除証明書ハガキが届きません。
生保控除 Q3	生命保険料控除証明書ハガキを紛失しました。再発行できますか？
生保控除 Q4	契約者が法人の場合は発行されますか？
生保控除 Q5	保険証券に添付されている生命保険料控除証明書には月額(1回分)の保険料しか記載されていませんが、「保険料控除申告書」に記入する金額はいくらになりますか？
生保控除 Q6	生命保険料控除証明書の氏名が旧姓ですが使用できますか？
生保控除 Q7	口座名義人の氏名で再発行できますか？

[△ トップへもどる](#)

地震保険料控除についてのQ&A

地震控除 Q1 地震保険料控除証明書はいつ発行されますか？

A

契約した年は「保険証券」に添付されていますので、切り離して使用してください。
翌年以降は、毎年10月に発送いたします。

地震控除 Q2 火災保険に加入していますが、地震保険料控除証明書ハガキが届きません。

A

火災保険では、地震保険にご加入の地震保険料のみが保険料控除の対象となります。今年にご契約・ご継続いただいた場合は、「**保険証券**」に「地震保険料控除証明書」が添付されていますので、切り離してご使用ください。

地震控除 Q3 地震保険料控除証明書ハガキを紛失しました。再発行できますか？

A

再発行の手続きをいたしますので、取扱代理店、または弊社の取扱事業所※までお申し出ください。
発行してからお届けするまでの間、数日間要する場合がございますのでその際はお早目にお申し出ください。

※取扱事業所 <https://www.secom-sonpo.co.jp/jigyosyo/>

受付時間：月曜～金曜（祝日・休日および12月31日～1月3日を除く）9:00～17:00

地震控除 Q4 契約者が法人の場合は発行されますか？

A

法人のご契約は、保険料控除制度の対象外となるため、保険料控除証明書は発行されません。

地震控除 Q5 火災保険に「地震火災費用保険金補償特約」という特約がありますが、地震保険料控除の対象になりますか？

A

いいえ、地震保険料控除の対象となりません。
地震火災費用保険金補償特約は、火災保険の特約として火災保険料に含まれています。

地震控除 Q6 昨年の保険料控除の申告を忘れていました。今からでも間に合いますか？

A

申告可否につきましては、管轄の税務署にお問い合わせください。

地震控除 Q7 地震保険に加入していませんが、「地震保険料控除証明書」が届きました。

A

弊社の満期戻総合保険(あんしんニューダブル)にご契約の場合で、下記3点に該当する保険料については、経過措置として引き続き保険料控除の対象となります。しかしながら、「地震保険料控除制度」内の経過措置であることにより、保険料控除を申告いただくための証明書が「地震保険料控除証明書」となりますのでご了承ください。

○保険始期が2006(平成18)年12月31日以前のご契約であること。

○保険期間が10年以上で満期返れい金(年金給付金を含みます)をお支払いするご契約であること。

○2007(平成19)年1月1日以降、保険料の増減を伴うご契約内容の変更がないこと。

地震控除 Q8 長期の地震保険に加入しました。保険料を一括で払い込んだ場合、最初の年しか保険料控除を受けられませんか？

A

いいえ、保険期間中は2年度目以降も保険料控除の対象になります。

一括で払い込みいただいた地震保険料を、地震保険期間の年数で割り、その年に払い込みいただいたとみなして1年分の控除対象金額を記載のうえ、「地震保険料控除証明書ハガキ」を発送します。

地震控除 Q9 12月保険始期で、初回保険料を口座振替による払込みの場合、申告は今年度でよろしいですか？

A

初回保険料は保険始期の翌月に払込みとなりますので、12月始期のご契約の場合は、翌年1月に初回保険料の払込みとなります。

「保険証券」に添付の「保険料控除証明書」の証明書発行年は当年を表示しています。

・当年の12月末までに払い込みいただいた場合は ……

「保険証券」に添付の「保険料控除証明書」を切り離して今年度の申告にご利用ください。

・予定どおり翌年1月に払い込みいただく場合は ……

「保険証券」に添付の「保険料控除証明書」は使用できません。翌年の10月に控除証明書を発行いたしますので、翌年度の申告となります。

地震控除 Q10 12月保険始期で、コンビニ・ペイジー(払込取扱票)による払込みの場合、申告は今年度でよろしいですか？

A

初回保険料は、保険始期の当月または翌月に払込みとなりますので、12月始期のご契約の場合、当年の12月または翌年の1月に初回保険料を払い込みいただくこととなります。

「保険証券」に添付の「保険料控除証明書」の証明書発行年は当年を表示しています。

・当年の12月末までに払い込みいただいた場合は ……

「保険証券」に添付の「保険料控除証明書」を切り離して今年度の申告にご利用ください。

・翌年1月に払い込みいただく場合は ……

「保険証券」に添付の「保険料控除証明書」は使用できません。翌年の10月に控除証明書を発行いたしますので、翌年度の申告となります。

[△ よくある質問\(Q&A\)について にもどる](#)

生命保険料控除についてのQ&A

生保控除 Q1 生命保険料控除証明書はいつ発行されますか？

A

契約した年は「保険証券」に添付されていますので、切り離して使用してください。

翌年以降は、毎年10月に発送いたします。

生保控除 Q2 自由診療保険メディコムに加入していますが、生命保険料控除証明書ハガキが届きません。

A

今年にご契約・ご継続いただいた場合は、「**保険証券**」に「生命保険料控除証明書」が添付されていますので、切り離してご使用ください。

生保控除 Q3 生命保険料控除証明書ハガキを紛失しました。再発行できますか？

A

「生命保険料控除証明書」は、お電話で再発行手続きいただけます。
ご契約者ご本人よりメディコム・コンタクトセンターまでご連絡ください。

フリーダイヤル:0120-756-286

受付時間:月曜～金曜(祝日・休日および12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00

生保控除 Q4 契約者が法人の場合は発行されますか？

A

法人のご契約は、保険料控除制度の対象外となるため、保険料控除証明書は発行されません。

生保控除 Q5 保険証券に添付されている生命保険料控除証明書には月額(1回分)の保険料しか記載されていませんが、「保険料控除申告書」に記入する金額はいくらになりますか？

A

月額(1回分)の保険料に12月までの払込回数に乗じた金額を記入してください。

(例) 2016(平成28)年9月1日保険始期のご契約の場合

月額(1回分)の保険料 1,590円 お支払い回数 9月・10月・11月・12月 計4回
 $1,590円 \times 4回 = \underline{6,360円}$ 6,360円 を申告時の金額として記入します。

生保控除 Q6 生命保険料控除証明書の氏名が旧姓で表示されていますが使用できますか？

A

勤務先によっては旧姓でも使用できる場合がありますので、まずは勤務先にご確認ください。

使用できない場合は改姓手続きとあわせて再発行しますので、ご契約者ご本人よりメディコム・コンタクトセンターまでご連絡ください。

フリーダイヤル:0120-756-286

受付時間:月曜～金曜(祝日・休日および12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00

生保控除 Q7 口座名義人の氏名で再発行できますか？

A

口座名義人での発行はしていません。

しかしながら、勤務先によっては氏名が異なっても使用できる場合がありますので、まずは勤務先にご確認ください。また、次年度以降も契約者宛での作成になるため、保険契約者の変更手続きをおすすめします。

[△ よくある質問\(Q&A\)について にもどる](#)